

## 処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市浜大津公共広場における行為の許可の取消し	
根拠法令名	大津市浜大津公共広場条例 (平成 9 年条例第 43 号)	(条項) 第 5 条
基準法令名	大津市浜大津公共広場条例 (平成 9 年条例第 43 号)	(条項) 第 3 条、第 4 条 第 1 項、第 3 項
	大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則 (平成 10 年規則第 16 号)	(条項) 第 3 条
所 管 部 署	都市計画部 都市魅力づくり推進課	
<p><b>【審査基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書の名称 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・ 掲載図書等 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・ 内容 <span style="margin-left: 20px;"><input checked="" type="checkbox"/> 全部掲載</span> <span style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</span></li> </ul> <p>[広場における行為の許可の取消し処分基準]</p> <p>広場における行為の許可の取消しは、申込者が大津市浜大津公共広場条例第 3 条に掲げる禁止行為を行った場合、第 5 条に規定する行為の不許可の事由に該当した場合及び大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則第 3 条に掲げる遵守事項に違反した場合を基準とする。</p> <p>参 考</p> <p><b>【根拠法令】</b> 大津市浜大津公共広場条例</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第 5 条 市長は、前条第 1 項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</li> <li>(2) 許可の条件に違反したとき。</li> <li>(3) 第 3 条各号のいずれかに該当したとき。</li> <li>(4) 反社会的な活動を助長するものであると認めるに至ったとき。</li> </ol>		

【基準法令】

大津市浜大津公共広場条例

第3条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。
- (2) 広場を汚損し、又はき損すること。
- (3) 広場の他の利用者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 前3号のほか、広場の利用及び管理上支障があると認められる行為をすること。

第4条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して利用すること。
- (3) 募金その他これに類する行為をすること。
- (4) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (5) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が前条各号に掲げる行為に該当しないと認め、かつ、反社会的な活動を助長するものでないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則

第3条 行為者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に行為をし、又は許可を受けた権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 許可を受けた広場の区域以外の区域において行為をしないこと。
- (3) 許可の期間が満了したときは、行為をした場所を原状に復し、清掃をすること。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。